



そこが知りたい
 暮らしの金融知識

人生100年時代に向けた 公的年金制度5つの改正

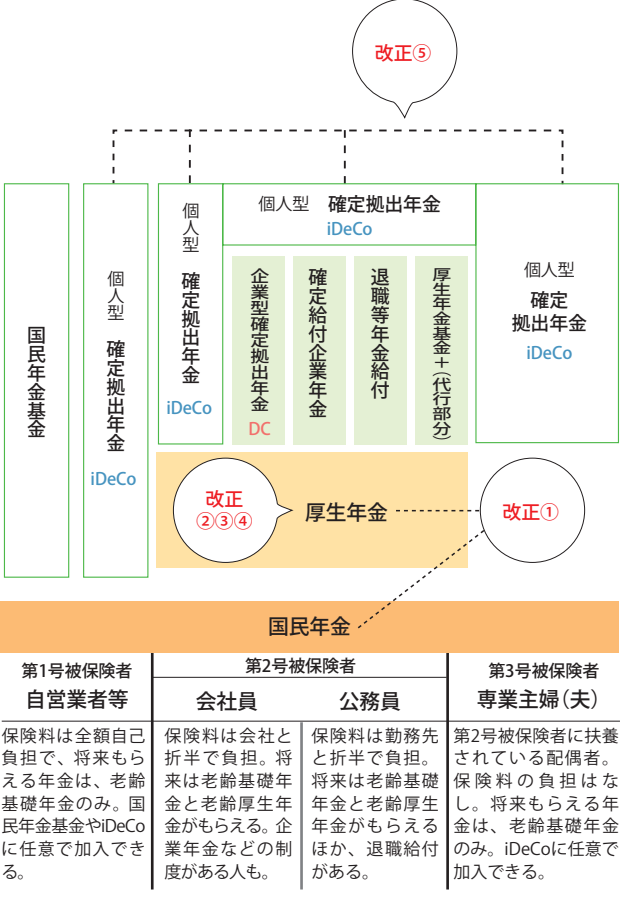
公的年金の受給開始年齢の引き上げや60歳定年の延長により、シニア世代で就労する人が一段と増えてくるのが予想されます。2022年4月以降、より長く働くことを後押しする方向で、公的年金制度が改正されます。

多様な働き方や年金の受取り方を反映した改正に

人生100年時代の到来を見据え、これまでより長い期間、多様な形で働くシニア世代がますます増えることが見込まれています。そうした変化に対応するため、2022年4月以降順次、

公的年金制度が改正されます【図表1】。いずれの改正も、60歳以降の働き方や年金の受け取り方の選択肢を広げる内容となっています。新しい制度の活用を理解すれば、今後の年金額を増やすことも可能です。それでは個別に詳しく見ていきましょう。

【図表1】 公的年金のしくみ



国民年金			
第1号被保険者 自営業者等	第2号被保険者		第3号被保険者 専業主婦(夫)
	会社員	公務員	
保険料は全額自己負担で、将来もらえる年金は、老齢基礎年金のみ。国民年金基金やiDeCoに任意で加入できる。	保険料は会社と折半で負担。将来は老齢基礎年金と老齢厚生年金がもらえる。企業年金などの制度がある人も。	保険料は勤務先と折半で負担。将来は老齢基礎年金と老齢厚生年金がもらえるほか、退職給付がある。	第2号被保険者に扶養されている配偶者。保険料の負担はなし。将来もらえる年金は、老齢基礎年金のみ。iDeCoに任意で加入できる。

(出所) 監修者作成

【図表2】繰下げ受給の受給率と受給額

受給方法	請求時年齢	受給率	受給額
本来請求	65歳0カ月	100%	15万円
繰り下げ受給	66歳0カ月	108.4%	16万2,600円
	67歳0カ月	116.8%	17万5,200円
	68歳0カ月	125.2%	18万7,800円
	69歳0カ月	133.6%	20万400円
	70歳0カ月	142.0%	21万3,000円
	71歳0カ月	150.4%	22万5,600円
	72歳0カ月	158.8%	23万8,200円
	73歳0カ月	167.2%	25万800円
	74歳0カ月	175.6%	26万3,400円
	75歳0カ月	184.0%	27万6,000円

2022年4月から
※2022年4月以降に70歳になる人は75歳まで繰り下げることができる。

※金額は65歳での年金受給額が15万円の人が繰下げ受給した場合

(出所) 監修者作成

歳まで受給開始を繰り下げた場合、その受給額は月27万6000円に増加します。これは年間の受給額に換算すると、約151万円強の増額となります。また、繰上げ受給においても変更点があります。2022年3月ま

での繰上げ受給は、下限が60歳で、毎月の減額率は▲0.5%でしたが、今回の改正によって減額率が▲0.4%に縮小されました(対象は2022年4月以降60歳に到達する人)。下限の60歳は据え置きですが、5年間繰り上げた場合、減額率は現在の▲30%の減額から、▲24%の減額へと縮小されます。減額率は縮小しますが、65歳から受給開始した際の年金額が月15万円の人

が、受給開始を60歳に繰り上げた場合、その受給額は月11万4000円にダウンし、年間では約43万円強の減額となります。また、一度繰上げ受給すると、取消しや変更はできません。そのため、「年金をできるだけ早く受給したいから」という理由で繰上げ受給を利用しないようにしましょう。ご自身の就労状況や手許資金についてしっかり見直しを立て、適切な受給開始時期を選択しましょう。実際、65歳以降も働く人が増えていきます。年金受給時期を遅らせて受給額を増やし、退職後の人生をより豊かに暮らしたり、介護費用に当てたりといった活用方法も考えられます。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は両方を同時に繰り下げることが、どちらか一方だけを繰り下げることが可能です。そのため、老齢厚生年金は65

①受給開始の上限年齢を70歳から75歳に引上げ
繰下げ受給が75歳まで5年間延長
年金受け取りの選択肢が拡大
公的年金(老齢基礎年金と老齢厚生年金)の受給開始時期は原則65歳と決められています。しかし、希望すれば受取り開始年齢を自由に選ぶことも可能です。
年金の受取り開始を65歳より前に行うことを「繰上げ受給」、65歳より後に行うことを「繰下げ受給」と呼びます。繰上げ受給の場合、60歳から受給開始できますが、年金額は65歳で受給開始する場合に比べ減額されます。繰下げ受給の場合、65歳から受給開始

するよりも年金額が増額される仕組みとなっています。
2022年3月までの繰下げ受給は、上限が70歳で、毎月の増額率は10.7%。70歳から受給開始した場合、65歳で受給開始するよりも年金が42%増額されます。
今回の改正では、繰下げ受給の開始時期の上限が5年間延長され、75歳に引き上げられます(但し、2022年3月以前に70歳に到達する人は、75歳までの繰下げは適用されません)。75歳から受給開始した場合、毎月の繰下げ率は10.7%で据え置きのため、84%の増額となります【図表2】。
具体的には、65歳から受給開始した際の年金額が月15万円の人が、75

現在の繰上げ受給は、下限が60歳で、毎月の減額率は▲0.5%でしたが、今回の改正によって減額率が▲0.4%に縮小されました(対象は2022年4月以降60歳に到達する人)。下限の60歳は据え置きですが、5年間繰り上げた場合、減額率は現在の▲30%の減額から、▲24%の減額へと縮小されます。減額率は縮小しますが、65歳から受給開始した際の年金額が月15万円の人

歳から受給し、老齢基礎年金のみ75歳まで繰り下げるなど、自分の老後資産の状況やライフプランなどに照らし合わせながら、柔軟に繰下げ制度を活用していくとよいでしょう。
②短時間労働者の厚生年金加入の適用対象を拡大
パートやアルバイトが厚生年金に加入しやすくなる
現在、パート・アルバイトなどの短時間労働者の厚生年金加入は、社会保険が適用される事業所で働いていることに加え、いくつかの条件を満たす必要があります。具体的には、「従業員数が500人超の事業所」、「週の所定労働時間が20時間以上」、「賃金が月額8万8000円以上」、「継続して1年以上雇用される見込みがある」などです。
今回の改正によって、こうした条件のうち二つが緩和されます。一つ目は、短時間労働者を雇う事業所の規模です。現行は従業員500人超が対象ですが、2022年10月からは100人超まで条件が引き下げられ、さらに2024年10月からは50人超の事業所まで範囲が段階的に拡大されることとなります。二つ目は、短時間労働者の勤務時間についてです。これまでの1年以上という条件から、2カ月以上雇用

【図表3】 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大スケジュール

対象	要件	現行	2022年10月～ (改正)	2024年10月～ (改正)
事業所	事務所の規模	500人超	100人超	50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	
	賃金	月額8万8,000円以上	変更なし	
	勤務期間	継続して1年以上の見込み	継続して2カ月以上の見込み	

(出所) 監修者作成

される見込みがあれば、厚生年金の加入対象となります【図表3】。

これによって、これまで国民年金にしか加入できなかった短時間労働者が厚生年金に加入することができるようになります。受け取る年金を国民年金と厚生年金にすると、国民年金のみに加している場合に比べて、将来受け取る年金額は増えます。具体的には、月収8万8000円の人の場合、厚生年金への加入期間が1年で年額54000円、10年で年額5万4700円も年金受給額が増額します。

国民年金にしか加入できなかった非正規社員や、定年後も継続してパート

などで働く65歳以降のシニア短時間労働者にとっては、今回の改正は年金受給額を増やす大きなチャンスと言えます。

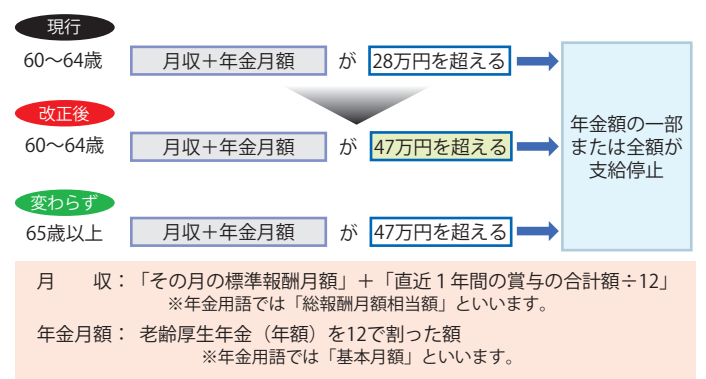
③働くシニア(60～64歳)の年金支給停止・減額基準の緩和

働きながら年金を受け取る
在職老齢年金の
支給停止・減額基準が緩和

働きながら老齢厚生年金を受給する場合は、月収(毎月の賃金+1年間の賞与÷12)と老齢厚生年金月額の合計額が一定基準を超えると、年金額が減額または支給停止となる「在職老齢年金」制度の適用を受けます。減額または支給停止となる合計額の基準月額は、これまで60～64歳では28万円、65歳以降では47万円に設定されてきました。特に28万円の基準月額はなかなか厳しく、「特別支給の老齢厚生年金」を受け取る会社員などの中には、「在職老齢年金」制度が適用されて年金が減額されている人も少なくありません。

今回の改正では、60～64歳の減額または支給停止基準月額が、現行の28万円から47万円に引き上げられます。これによって、2022年4月以降は、月収と年金月額の合計額が47万円までであれば、年金は減額されることなく全額受け取れるようになります【図表4】。

【図表4】 在職老齢年金の支給停止・減額の基準の変更



(出所) 監修者作成

例えば、60代前半の人が老齢厚生年金を月10万円、月収を25万円受け取る場合、現行では合計額の35万円が基準額の28万円を超えるため、所定の計算式(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)×2分の1にしたがって、年金が毎月3万5000円減額され、月収とあわせて受取額は31万5000円でした。これが、2022年4月以降は、基準額が47万円に引き上げられたことで、年金を減額されることなく月収とあわせて35万円受け取れるようになります。

これまでの28万円基準では、2022年度の在職受給者のほぼ半数に当た

る約37万人が支給停止・減額対象となると厚生労働省は推計しています。しかし、今回基準額が47万円へと大幅に引き上げられたことによって、同対象者は約11万人に減る見込みです。

④在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定

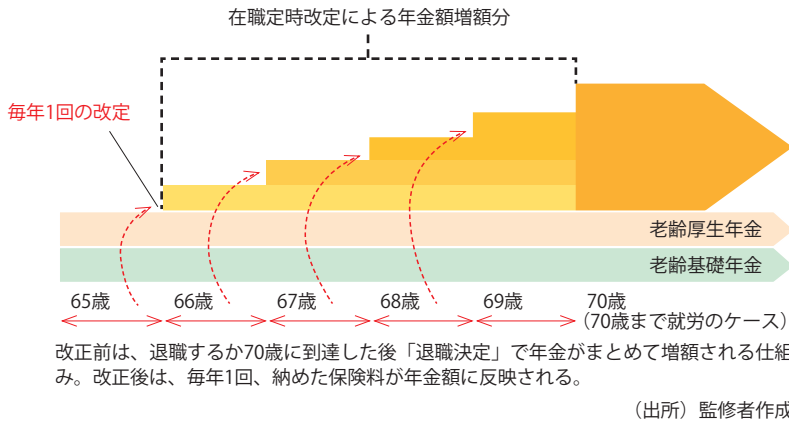
65歳以降も働く人に朗報
70歳まで毎年年金が増える

厚生年金は、会社で働いていれば、70歳まで加入し続けることが可能です。よって、働き続けている間は、年金を受給できる年齢になっても会社と折半で保険料を納めなければいけません。

現行では、65歳以上で老齢厚生年金を受け取りながら働いている場合、厚生年金被保険者の資格喪失時(退職もしくは70歳に到達した月)まで、年金額は再計算されません。したがって、保険料を毎月納付しているにもかかわらず、65歳から資格喪失時までの年金受給額は、65歳時までの年金支払額をベースに計算されています。

しかし、今回の改正によって、65歳以上で老齢厚生年金を受け取りながら働いている場合、在職中であっても毎年1回年金額の改定が行われるようになります。つまり、65歳から資格喪失時までには納めた保険料によって、年金受給額が毎年増えるようになるのです。

【図表5】 在職定時改定の仕組み



例えば、65歳以降に月額賃金を20万円受け取り、厚生年金に加入している場合には、年金受給額が年間約1万3000円ずつ毎年増えていくことになります。同様に月額賃金が30万円の場合は、年金受給額が年間約2万円ずつ毎年増えていくことになります【図表5】。

65歳以降も働きながら年金受給額が増える仕組みができたことで、長く働く後押しとなり、老齢基礎年金だけでも繰下げ受給したい場合などに、一歩

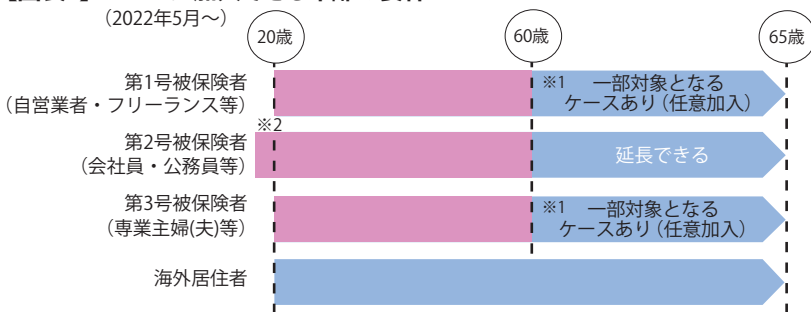
踏み出しやすくなりそうです。
⑤ 個人型確定拠出年金の加入可能要件の見直し
確定拠出年金がより使いやすく進化

確定拠出年金は、公的年金に上乗せできる私的年金の制度です。主に、掛金を企業側が負担する企業型確定拠出年金（企業型DC）と、個人が任意で加入する個人型確定拠出年金（iDeCo）の2種類があります。

今回の改正では、確定拠出年金の加入可能年齢が引き上げられます。2022年5月から、企業型DCの加入可能要件については、現在の65歳未満から70歳未満に、iDeCoについては、現在の60歳未満が65歳未満になります【図表6】。こうした加入可能年齢の引上げにより、60歳以上で厚生年金被保険者（第2号被保険者）・国民年金被保険者（第1号または第3号被保険者）であれば、これまでより運用期間が長く取れるため、確定拠出年金を始める時期が遅くなっても加入するメリットが得られるようになります。

また、2022年4月から受給開始時期等の選択肢も拡大されます。企業型DCとiDeCo共に、現行では60歳から70歳の間で、各個人において受給開始時期を選択できますが、今回の

【図表6】 iDeCoに加入できる年齢の要件



ピンクは従来（2022年4月以前）の加入対象。青は2022年5月以降の新たな加入対象
 ※1 国民年金に任意加入している第1号または第3号被保険者
 ※2 20歳未満で、厚生年金保険適用事業所で働く第2号被保険者

(出所) 監修者作成

改正によって、受給開始の上限年齢は75歳に引き上げられます。なお、受け取り方は、74歳までは「年金として分割」、「一時金としてまとめて」、「両者の組み合わせ」から選択できます（注）が、75歳に達すると、一時金としてまとめて受け取る以外の方法が取れなくなるため、注意が必要です。

（注）詳しくは「くらし塾 きんゆう塾」2021年秋号の「そこが知りたい ぐらしの金融知識」をご覧ください。

今回の改正では、さらにもう1点重要なポイントがあるため、最後に見ておきましょう。企業型DC加入者のほとんどは、現行の制度上ではiDeCoに加入することができませんでした。それはiDeCoの加入にかかる労使の合意や規約の定めの変更をしないと認められていなかったことが背景にありました。それが2022年10月からは、そのようなことをせずとも、一定の条件を満たしていれば、本人の意思だけで月額2万円までの範囲で、企業型DC加入者がiDeCoを利用できるようになります。これによって、より幅広い人がiDeCoを活用できるようになります。

シニア世代が、従来以上に長く働くようになり、その存在感が高まっています。高齢期を支える年金制度の仕組みや、今回見てきたような改正を理解し、多様な働き方、生き方を通じて豊かな老後を築いていきたいものです。



監修

井戸 美枝 (いど みえ)

社会保険労務士。ファイナンシャル・プランナー（CFP®）、前社会保険審議会企業年金個人年金部会委員、国民年金基金連合会理事（非常勤）